

プライバシーマーク制度設置及び運営要領の改正について

「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」（以下「運営要領」という。）の改正について、プライバシーマーク制度委員会の承認が得られましたので、本日公表し、下記により施行致します。

記

1. 欠格事項の追加

- (1) インターネット異性紹介事業者に係る欠格事項を追加（第8条第6号）
これに伴い、「プライバシーマーク付与認定を受けることができない事業者として「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」第8条第6号の規定に基づき定める基準」を制定。
- (2) 施行日
公表と同時に施行。

2. 審査員登録制度及び研修機関に関する規定の新設

- (1) 審査員登録制度に関する規定を新設（第5章の2）
- (2) プライバシーマーク審査員等の研修機関を認定することとし、その根拠規定を新設（第5章の3）
これに伴い、「プライバシーマーク審査員研修機関認定基準」を制定。
- (3) 協会が行う業務の範囲を明確化（第35条）
- (4) 施行日
公表と同時に施行。

3. 指定機関に関する規定の改正

- (1) 指定機関の指定基準を明文化（第25条）
これに伴い、「プライバシーマーク付与認定指定機関指定基準」を制定。
- (2) 研修機関に関する規定の新設を機に、現行の運用に合わせ、指定機関に関する規定を一部見直し（第5章）
- (3) 施行日
第25条の改正は平成20年11月1日から施行。それ以外は公表と同時に施行。

4. 審査料及び事故報告等に関する規定の改正

- (1) 審査料が現地審査のみの対価であるとの誤解を招く規定であったため改正（第10条第4項）

- (2) 審査料の未納による審査打ち切りの場合は審査料を払わなくて済むとの誤解を招く記述を改正（第10条第6項及び第7項）
- (3) 審査料の返還を請求できない旨を明確化（第10条第8項）
- (4) 事故報告等に関する規定の改正（規定の場所の入れ替え等）（第19条の2、第20条）
- (5) 施行日
公表と同時に施行。

5. 関係機関との協力に関する規定の新設

- (1) プライバシーマークの適切な運営のため、必要に応じて関係機関と連絡を取り協力（第43条）
- (2) 施行日
公表と同時に施行。

以上

なお、改正後の運営要領全文は[こちら](#)を参照して下さい。